

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年7月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300009号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300050号

第1 結論

1 請求者のA社における平成7年10月1日から平成8年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年10月から平成8年8月までの標準報酬月額については、9万8,000円から41万円とする。

平成7年10月から平成8年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年10月から平成8年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成7年10月1日から平成8年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年10月から平成8年8月までの標準報酬月額については、41万円から44万円とする。

平成7年10月から平成8年8月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年10月1日から平成8年9月1日まで

A社における請求期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、実際に支払われた給与額より低くなっている。給与は通常どおり支払われ、厚生年金保険料も減額なく控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているところ、A社の事業主の妻であり、同社の社会保険事務を担当していた役員から提出された給料明細書及び給与所得に対する

所得税源泉徴収簿（以下、併せて「給料明細書等」という。）によると、当該期間の標準報酬月額の設定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）44万円及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額41万円は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給料明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは回答が得られないものの、上述の事業主の妻は、平成7年10月から平成8年8月までの期間について、社会保険事務所（当時）に対し請求者の当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とする厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出し、標準報酬月額9万8,000円に見合う厚生年金保険料を納付したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、給料明細書等によると、請求者の本来の標準報酬月額44万円は、オンライン記録の標準報酬月額9万8,000円及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額41万円を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給料明細書等により確認できる本来の標準報酬月額から、44万円とすることが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300075号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300051号

第1 結論

請求者のA社における平成27年7月31日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成27年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和56年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年7月31日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求期間に係る賃金台帳、平成27年分給与所得に対する源泉徴収簿、振込明細表兼エラー明細表及び同社の回答により、請求者は、同社から100万円の標準賞与額に相当する賞与(100万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(8万7,370円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を日本年金機構に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300079号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300052号

第1 結論

請求者のA社における平成27年7月31日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成27年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年7月31日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求期間に係る賃金台帳、平成27年分給与所得に対する源泉徴収簿、振込明細表兼エラー明細表及び同社の回答により、請求者は、同社から100万円の標準賞与額に相当する賞与(100万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(8万7,370円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を日本年金機構に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。